

聖籠町訓令第五号

聖籠町職員自己啓発支援助成要綱を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員自己啓発支援助成要綱

(目的)

第一条 この訓令は、職務の遂行に有益な知識又は技術を自発的に習得しようとする職員に対し、その習得に要する費用の一部について予算の範囲内で助成金を交付することにより、職員の自己啓発を促進するとともに、その職務能力の向上を図り、もって効果的かつ効率的な行政運営に資することを目的とする。

(対象職員)

第二条 この訓令の適用を受けられることができる職員は、聖籠町職員定数条例（昭和五十七年聖籠町条例第十五号）に規定する職員とする。

(助成対象)

第三条 助成対象は、次の各号に掲げる自己啓発の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- 一 通信教育 職務に関連する知識又は技能の習得に関する講座の受講に要する費用
- 二 資格取得 職務に関連する資格を取得するために要する費用
- 三 検定試験 職務に関連する検定試験を受験するために要する費用
- 四 講習会又は研修会 職務に関連する講習会又は研修会に参加するための費用（公費による受講料の負担があるものを除く。）

2 助成対象経費は、前項各号に掲げる費用の二分の一の

額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第四条 助成を希望する職員(以下「申請者」という。)は、自己啓発支援助成申請書(別記様式第一号)に所属長の承認を受け、町長に提出するものとする。ただし、同一年度内に一人一回を限度とする。

(助成の決定)

第五条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定の上、自己啓発支援助成決定通知書(別記様式第二号)により申請者に通知するものとする。

(修了報告)

第六条 申請者は、前条の規定により助成決定された通信教育、資格取得、検定試験及び講習会又は研修会が修了したときは、速やかに自己啓発支援修了報告書(別記様式第三号)を町長に提出するものとする。

(助成金の請求)

第七条 申請者は、助成金を請求しようとするときは、自己啓発支援助成金請求書(別記様式第四号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第八条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に關し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 所属  
職名  
氏名

印

自己啓発支援助成申請書

自己啓発支援について、次のとおり申請します。

記

自己啓発区分	通信教育・資格取得・検定試験・講習会又は研修会
当該名称	
期間又は資格検定等の日	年 月 日～ 年 月 日
当該受講等の目的	
当該受講等の内容	
受講料、検定料等に要する費用	円(予定額) _____
所属長の職氏名	印

※備考 受講料、検定料等を明らかなにする書類を添付すること。

様

聖籠町長

印

自己啓発支援助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自己啓発支援について、次のとおり決定したので  
通知します。

1 決定する

記

自己啓発区分	通信教育・資格取得・検定試験・講習会又は研修会
当該名称	
研修の期間又は資格の検定等の日	年 月 日～ 年 月 日
研修又は資格取得の目的	
研修又は資格取得の内容	
受講料、検定料等に要する費用	円

2 決定しない

理由

--

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 所属  
職名  
氏名

印

自己啓発支援修了報告書

年 月 日付け 第 号にて承認決定を受けた自己啓発については、次のと  
おり報告します。

記

自己啓発区分	通信教育・資格取得・検定試験・講習会又は研修会
当該名称	
研修の期間又は資格の検定等の日	年 月 日～ 年 月 日
添付書類	①自己啓発(研修修了、資格取得等)を証する書類の写し ②その他( )
<u>自己啓発の成果、受講の感想等</u>	

※この様式に記入できない場合は、任意様式により添付すること。

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 所属  
職名  
氏名

印

自己啓発支援助成金請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた自己啓発支援助成金の交付を次のとおり請求します。

記

交付請求金額 \_\_\_\_\_ 円